証券コード:5577
2023 年８月８日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
株式会社アイデミー
代表取締役社長　石川聡彦

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第9回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://aidemy.co.jp/ir/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイデミー」又は「コード」に当社証券コード「5577」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023 年8月 29 日（火曜日）午後 6:00 まで当社事務局まで到着するように議決権行使をご郵送くださいますようお願い申しあげます。

議案の概要は後記の「株主総会参考書類」（32 頁から 37 頁まで）に記載のとおりであります。

敬具

記

(1) 開催日時　2023 年8月 30 日（水曜日） 12 時
(2) 開催場所　東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー6階
当会社本店
(3) 会議の目的事項
【報告事項】
第9期（2022 年6月1日から 2023 年5月 31 日まで）事業報告及び計算書類報告の件

【決議事項】
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 監査役の報酬額改定の件

(4)招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

a.書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

b.代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事 業 報 告

（2022 年6月　1 日から
2023 年5月 31 日まで）

1．会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響や、世界情勢の悪化、インフレの進行により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している状況です。一方でデジタル市場においては、働き方改革に伴う生産性向上や業務効率化の需要拡大、テレワークの導入拡大等が求められる中、企業はビジネスモデルや組織の変革に迫られ、社会における DX（デジタルトランスフォーメーション）の必要性が高まっており、当社にとって追い風とも言える事業環境が継続しています。

当事業年度につきまして、法人向けの AI/DX プロダクト「Aidemy Business」においては、前事業年度に引き続き新規コンテンツの作成や既存コンテンツの改善、アップデートに注力いたしました。ユーザー数も順調に拡大しており、2023 年5月には累計 14 万人（個人向けと合わせると累計 22 万人）を突破しました。コンテンツはエンジニア向け講座だけでなく、近年顧客ニーズの強いいわゆる文系人材向けの DX リテラシー向上を目的とした講座を多数リリースしました。また新たな取り組みでは、カーボンニュートラル（炭素中立のための活動）や GX（グリーントランスフォーメーション、企業における温室効果ガスの排出源である化石燃料や電力の使用を、再生可能エネルギーや脱炭素ガスに転換することで、社会経済を変革させること）などのコンテンツもリリースしており、提供可能なコンテンツの領域を拡大しています。また、カスタマーサクセスによる手厚いサポートは顧客企業から好評を得ています。

「Aidemy Practice」ではデジタル時代に必要な DX・IT スキルを実戦形式の研修で提供しており、「DX 事業立案ワークショップ」「AI 活用企画ワークショップ」「新入社員向け DX プログラム」「Power BI ローコードデータ可視化研修」等を顧客ニーズに応じて研修内容を柔軟にカスタマイズして提供いたしました。

法人向けに現場のデジタル変革に必要なテーマ選定、PoC 開発、システム開発、運用までの全ての領域を「顧客伴走型」で支援する AI/DX ソリューション「Modeloy」においては、提供可能なサービス領域の拡張や既存顧客からの受注に注力いたしました。既存顧客からの受注も順調に拡大し、1社当たりの受注額も増加しております。

「Modeloy」における PoC 開発支援では、顧客から課題を抽出し伴走型で付加価値向上のためのシステムを共同開発しております。共同開発のプロダクトは、事業ドメイン特化型のシステムになっており、今後の新たなプロダクトに向けて開発を進めております。

以上の結果、2023 年 5 月末時点の法人向け事業の長期継続顧客数は 118 社（前事業年度末は 84 社）となり、順調に拡大しました。法人向け売上高1,385,008 千円（前期比 51.2%増）となりました。

個人領域における AI/DX リスキリング「Aidemy Premium」においても、前事業年度に引き続きチューターによるサポート体制の充実、既存コンテンツのアップデート、Web マーケティングの強化などに注力いたしました。2020 年 10 月から一部の講座が厚生労働省の教育訓練給付金に認定されており、利用者も増加しています。

こうした環境の下、当社の業績は、売上高は 1,666,618 千円（前期比 44.1%増）、営業利益は 238,207 千円（前事業年度は営業損失 12,069 千円）、経常利益は 240,070 千円（前事業年度は経常損失 8,425 千円）、当期純利益は 290,261 千円（前事業年度は当期純損失 8,957 千円）となりました。

なお 、当社は AI/DX に関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区分	2020 年 5月期 第6期	2021 年 5月期 第7期	2022 年 5月期 第8期	2023 年 5月期 第9期 （当事業年度）
売上高	378,386	603,764	1,156,059	1,666,618
経常利益又は経常損失（△）	△217,512	△177,703	△8,425	240,070
当期純利益又は当期純損失（△）	△218,042	△178,229	△8,957	290,261
1 株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（単位：円）	△64.32	△47.08	△2.29	74.09
総資産	834,815	852,880	1,089,061	1,451,696
純資産	613,062	479,920	613,833	904,095
1 株当たり純資産額（単位：円）	△165.29	△254.41	△258.88	230.69

(4) 対処すべき課題

①「Aidemy Business」及び「Aidemy Practice」の強化

当社の「Aidemy Business」及び「Aidemy Practice」はデジタル人材育成支援という特徴から、特定の産業に依存しないサービス展開ができております。また、既存の事業・サービスに限らず、まだ AI/DX 化が進んでいない新たな産業分野においても、サービス展開が可能であると考えております。さらに、当社は充実した法人顧客基盤から生じる顧客ニーズを取り入れたコンテンツの充実を図っております。具体的には、経済産業省の DX リテラシー標準に準拠したコンテンツを増加させております。当社は今後も、一層のシステム、コンテンツ、サポートの強化を図ることで今後課

題となる可能性がある過剰な価格競争に陥ることなく、顧客満足度のさらなる拡大、提供するサービスの拡充による当社ブランドの確立に取り組んでまいります。

②「Modeloy」の拡大

当社は、「Aidemy Business」の顧客基盤を主なターゲット顧客として、現場のデジタル変革に必要なテーマ選定、PoC 開発、システム開発、運用までの全ての領域を「顧客伴走型」で支援しており、ターゲット顧客に対して営業活動を展開しております。その結果として、「Modeloy」が売上高全体に占める割合は、2023 年5月期期末時点で約 13%まで拡大しております。

今後も、顧客企業のデジタル変革ニーズを捉えるため、「Modeloy」に関連する優秀な人材を継続的に採用することで、「Modeloy」における伴走型支援サービスを拡大し、新規プロダクトの開発につなげていきたいと考えております。

③優秀な人材の確保及び育成

「先端技術を、経済実装する。」というミッションに共感する優秀な人材を適時採用するとともに、持続的な成長を支える人材の育成を強化してまいります。また、当社の事業領域において市場のリーダーシップを構築していくため、新しい顧客価値を創造できる次世代を担うリーダーの育成にも注力してまいります。

また、カーボンニュートラル（炭素中立のための活動）や GX（グリーントランスフォーメーション、企業における温室効果ガスの排出源である化石燃料や電力の使用を、再生可能エネルギーや脱炭素ガスに転換することで、社会経済を変革させること）などに関連する新規事業の開発も進めており、その分野の専門知識を持った人材の採用も進めております。

これらの人材を確保及び育成することで、顧客企業のデジタル人材育成及びデジタル変革を伴走型で支援し、主にエンタープライズ企業のデジタル化を促進させてまいります。

(5) 主要な事業内容

当社の主要サービスである「Aidemy Business」は、主にエンタープライズ企業に対して AI や IoT、DX、ブロックチェーン技術等のデジタル技術内製化に向けて必要なデジタル人材育成支援を行うオンライン DX ラーニングであります。PC やスマートフォン、タブレット等を使ってオンラインでデジタル人材を育成することが可能であり、コンテンツはオフィス内だけでなく、在宅、営業所、店舗、外出先、移動中、海外拠点など離れていても活用することが可能であります。コンテンツには、分かりやすい動画形式や実際にタイピングして習得する形式があり、動画形式のコンテンツは、1つのセクション当たりの時間が5～10 分程度であり、忙しいビジネスパーソンが「すきま時間」を使ってデジタル技術を習得することが可能であります。

「Aidemy Business」では、AI、DX 等のデジタル技術を中心にエンジニア向け、ビジネス職向けに全 189 コース（2023 年5月現在）を提供しており、ユーザーはコンテンツを自由に受講可能であります。また、難易度を4段階に分けてコンテンツを提供しており、顧客企業側が育成したい人材のレベルに合わせたカリキュラム設定が可能であります。顧客企業に対して、当社の担当者がニーズをヒアリングし、顧客企業に合ったカリキュラムをカスタマイズして提供しております。管理者向けのツールでは、ユーザーのデジタル人材育成の進捗状況がひと目で分かるような管理画面や、各種データをダウンロードして分析できる機能が付随しております。また、ユーザー管理画面を通じてデジタル推進、デジタル変革のリーダー候補を見つけることが可能であります。

また、デジタルに強い組織の構築のため、役員・管理者向けにデジタル人材育成、デジタル変

革の事例紹介を行うクローズドユーザー会をオンライン・オフラインで開催しており、顧客企業間の垣根を越えて、デジタル人材育成の進め方やデジタル活用事例等のナレッジが共有されております。

また、「Aidemy Business」に付随したサービスとして、「Aidemy Practice」では講師を派遣しデジタル人材育成研修を実施する講師派遣型研修を提供しております。さらに、顧客企業の事情に合わせたカスタマイズ研修や、デジタル技術活用のためのコンサルティング、複数の企業の社員が1つの研修に参加するオープン型研修も実施しております。デジタル時代に必要な AI・DX スキルを実践形式の研修で提供しており、「Aidemy Business」と組み合わせた反転学習により、通常の研修よりも学習効果の高い研修プログラムとなっております。「Aidemy Business」でデジタルリテラシーの習得を事前に行うことで、研修中はワークショップやハンズオンといった、より実践的な内容に集中することが可能となります。そして、理論の習得だけでなく、現場ですぐに使えるデジタルスキルやノウハウの習得を重視したプログラム構成となっております。

「Modeloy」は、主にエンタープライズ企業向けにデジタル変革におけるテーマ選定、PoC 開発、システム開発、運用までの全ての領域を顧客伴走型で支援するサービスであります。顧客伴走型支援とは、当社が顧客企業と密接に協力してプロジェクトを進めることにより、顧客企業のデジタル変革を支援するサービスであります。当社のプロフェッショナル人材が、「Aidemy Business」によって育成された顧客企業側のデジタル人材とともにプロジェクトを立ち上げ、デジタル変革を推進し、顧客企業内にノウハウが蓄積する形でデジタル技術内製化の支援を行います。

顧客企業がデジタル変革プロジェクトを実現するにあたっては、人材育成、テーマ選定、PoC 開発、運用の4つのステップを進む必要があります。「Aidemy Business」を活用することで、社内におけるデジタル人材を幅広に育成し、その中からデジタル変革に強い顧客企業内のリーダー候補人材を選別・活用してテーマ選定、PoC 開発を行います。デジタル変革プロジェクトは顧客企業のビジネスモデルをデジタル技術を用いて変革することで、新たな付加価値を創造するものであります。従来の外部ベンダーを使ったシステム開発は業務効率改善が主である一方、デジタル変革プロジェクトは新規ビジネスとなることが多く、社内のビジネスのコアであるケースが多くなります。そのため、外部ベンダーのノウハウや知見に頼るのではなく、顧客企業の社内にノウハウや知見が残る内製化が求められるため、当社ではプロジェクトの上流工程から下流工程まで一気通貫で伴走型支援を行っております。

「Aidemy Premium」は、個人領域におけるデジタル人材育成支援プログラムであり、3～6ヶ月間ですぐに使えるデジタルスキルの習得を目指すオンラインのリスキリング支援サービスであります。初心者から始めることができ、AI/DX 領域に特化していること、マンツーマンサポートでスキルを身につけられることが特徴であります。

(6) 主要な営業所並びに使用人の状況（2023 年5月 31 日現在）

① 主要な営業所

本社 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79（40）名	25名増(1名増)	35.3歳	1.9年

（注）1．使用人数は就業者数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人数を概数で記載しております。
2．従業員数が前事業年度末に比べ 25 名増加しております。主な増加理由は、業容拡大に伴い採用を積極的に行ったことによるものであります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長過程にありますので、更なる成長に向けた組織体制の整備や事業の拡大、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考えております。

上記の理由から、創業以来配当を実施しておりません。当面は、内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充等への財源として有効活用する計画であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針でありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023 年6月 22 日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。これに伴い行った増資により、資本金は 105,585 千円となりました。

2．株式の状況

(1) 大株主（持株比率上位 10 名）の状況（2023 年5月 31 日現在）

氏名又は名称	持株数（株）	保有割合（%）
石川聡彦	1,960,500	50.04%
UTEC 4 号投資事業有限責任組合	823,900	21.03%
Skyland Ventures 2 号投資事業有限責任組合	257,100	6.56%
DCI ベンチャー成長支援投資事業有限責任組合	88,500	2.26%
ダイキン工業株式会社	88,400	2.26%
株式会社テクノプロ	88,400	2.26%
古河電気工業株式会社	76,900	1.96%
日本ゼオン株式会社	76,900	1.96%
玉谷修造	44,200	1.13%
中川綾太郎	44,200	1.13%
協創プラットフォーム開発 1 号投資事業有限責任組合	44,200	1.13%

(注)保有割合は小数第3位以下を切捨てております。

(2) その他株式に関する重要な事項（2023 年5月 31 日現在）

① 発行可能株式総数　　15,000,000 株
② 発行済株式の総数　　3,917,600 株
③ 株主数　　39 名

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2023 年5月 31 日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2019 年6月 27 日	2020 年5月 28 日	2021 年6月 15 日
新株予約権の数		33,000 個	32,500 個	31,700 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,000 株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 32,500 株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 31,700 株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		払い込みを要しない	払い込みを要しない	払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 179 円 (1株当たり 179 円)	新株予約権1個当たり 450 円 (1株当たり 450 円)	新株予約権1個当たり 600 円 (1株当たり 600 円)
権利行使期間		2021 年6月 28 日から 2029 年6月 27 日まで	2022 年5月 30 日から 2030 年5月 28 日まで	2023 年 6 月 16 日から 2031 年 6 月 7 日まで
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 31,500 個 目的となる株式数 31,500 株 保有者数 1名	新株予約権の数 29,200 個 目的となる株式数 29,200 株 保有者数 2名	新株予約権の数 31,700 個 目的となる株式数 31,700 株 保有者数 2名
	社外取締役	−	−	−
	監査役	新株予約権の数 1,500 個 目的となる株式数 1,500 株 保有者数 1名	新株予約権の数 3,300 個 目的となる株式数 3,300 株 保有者数 2名	−

(注)①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権発行要領」第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、死亡から6ヶ月以内

に当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

③権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権の交付状況

該当ございません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等(2023 年5月 31 日現在)

氏　名	地　位	重要な兼職の状況
石川 聡彦	代表取締役社長	―
河野 英太郎	取 締 役	―
馬場 博明	取 締 役	―
清水 俊博	取 締 役	―
伊藤 浩介	取 締 役	―
鈴木 智行	取 締 役	―
椎木 茂	取 締 役	ココミコンサルティング株式会社代表取締役社長 株式会社イルグルム取締役 ボクブロック株式会社取締役
若松 典子	常 勤 監 査 役	公認会計士若松弘之事務所
清水 政彦	監 査 役	HCA 法律事務所 パートナー弁護士
堂田 丈明	監 査 役	合同会社 INVENTIO PARTNERS 代表 塩野義製薬株式会社 非常勤技術顧問 Google クラウドジャパン合同会社 ベンチャーキャピタル事業開発統括

(注)1. 取締役鈴木智行氏及び取締役椎木茂氏は、会社法第2条第 15 号に定める社外取締役です。

(注)2. 監査役若松典子氏、監査役清水政彦氏及び監査役堂田丈明氏は、会社法第2条第 16 号に定める社外監査役です。

(注)3. 取締役郷治友孝氏は、2023 年3月 10 日辞任いたしました。なお、退任時の地位は社外取締役、退任時における重要な兼職は株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ代表取締役であります。

(注)4. 監査役若松典子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度

の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、当社定款において取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。また、2023 年3月 10 日をもって社外取締役を辞任いたしました郷治友孝氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3)取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の種類別の額			合計
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (内 社外取締役)	8名 (3名)	80,175 千円 (4,650 千円)	－	－	80,175 千円 (4,650 千円)
監査役 (内 社外監査役)	3名 (3名)	10,465 千円 (10,465 千円)	－	－	10,465 千円 (10,465 千円)
合計	11 名 (6名)	90,640 千円 (15,115 千円)	－	－	90,640 千円 (15,115 千円)

(注)取締役の員数には、2023 年3月 10 日をもって辞任した社外取締役 1 名が含まれております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬等の種類	報酬等の限度額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の員数
取締役	金銭報酬	年額1億円以内	2022 年8月 26 日	8名(うち社外取締役3名)
監査役	金銭報酬	年額 1,500 万円以内	2022 年8月 26 日	3名(うち社外監査役3名)

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は報酬諮問委員会を設置し、当該委員会において報酬等の額又はその算定方法について、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役の担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、協議・決定しております。当該委員会の設立は、報酬の決定過程に透明性を持たせることを目的としており、代表取締役を委員長とし、2名の社外取締役で構成され、取締役の報酬の決定権限を適切に行使されるよう努めております。なお、取締役の報酬は固定報酬のみで構成されております。

(4)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先との関係には、重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		取締役会・監査役会における活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	郷治 友孝	11回中 9回 (82%)	–	2023年3月10日に退任するまでに開催された取締役会11回のうち、9回に出席し、複数のスタートアップ企業への投資経験に基づき、当社の経営に対して有益な発言を行うなど、経営監視機能を発揮しました。
社外取締役	鈴木 智行	15回中 14回 (93%)	–	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、14回に出席し、製造業の技術部門における豊富な業務経験及び技術・研究開発部門における十分な知見・スキルに基づき、当社の経営に対して有益な発言を行うなど、経営監視機能を発揮しました。
社外取締役	椎木 茂	15回中 14回 (93%)	–	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、14回に出席し、グローバルファームでの業務経験や企業経営に携わる経験に基づき、適宜質問を行うなど、経営監視機能を発揮しました。
社外監査役	若松 典子	15回中 15回 (100%)	13回中 13回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、全てに出席、また同期間に開催された監査役会13回のうち全てに出席しました。公認会計士として監査法人での監査経験に基づき、取締役会においては、ガバナンスに関する意見を適宜述べるなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行うなど、監査機能を発揮しました。

社外監査役	清水 政彦	15 回中 15 回 （100%）	13 回中 13 回 （100%）	当事業年度に開催された取締役会 15 回のうち、全てに出席、また同期間に開催された監査役会 13 回のうち全てに出席しました。弁護士として金融法務及び会社法務全般の分野に関する豊富な知見と経験に基づき、取締役会においては、会社法務の観点から当社のリスクに関する質問や問題提起を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行うなど、監査機能を発揮しました。
社外監査役	堂田 丈明	15 回中 15 回 （100%）	13 回中 13 回 （100%）	当事業年度に開催された取締役会 15 回のうち、全てに出席、また同期間に開催された監査役会 13 回のうち全てに出席しました。取締役会においては、事業会社における最高知財責任者の経験を活かし、質問や意見を述べるなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行うなど、監査機能を発揮しました。

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2)報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

22,400,000 円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,400,000 円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査、金融商品取引法監査、内部統制監査及び四半期レビューの監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(3)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が以下の事項に該当する場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

① 会社法第 340 条第1項各号に定める項目に該当する場合、

② 会社法・公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、

③ その他、会計監査人の監査の品質、独立性、総合的能力、監査報酬の妥当性等の観点から不適切と判断した場合

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第1項各号 に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第 362 条第4項第6号並びに会社法施行規則第 100 条第1項及び第3項に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制について、2020 年 12 月 16 日の取締役会決議により、内部統制システムの基本方針を定めております。今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

(2) 体制及び当該運用状況の概要

ⅰ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①経営理念及び行動指針の主旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。

②役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。

③社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。

④内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。

⑤内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

＜運用状況＞

・当事業年度は、リスク管理・コンプライアンス規程に基づき定時及び臨時のリスク管理・コンプライアンス委員会（分科会の情報セキュリティ委員会含む。）を計6回開催し、次のような施策に取り組みました。

- 年2回の定時リスク管理・コンプライアンス委員会において、各部門の抱える潜在リスクの洗い出しを行い、潜在リスクの早期把握と対応に努めるとともに、そのリスクを社員全体に周知するよう各部署で取り組んでまいりました。
- 定期的なコンプライアンス研修（全社員向けインサイダー取引防止研修、ハラスメント研修等）や情報発信により、社員の意識醸成を図る取り組みを行いました。

・コンプライアンスに関する各種社内規程や重要ルールについては、総務法務部門を中心に策定及び見直しを進めており、その改定等については取締役会において決議しております。

ⅱ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるよう検索性の高い状態での管理に努めるものとする。

＜運用状況＞

・当事業年度は、重要な会議の開催及びその資料・議事録等の電磁的記録について、より検索性及び一覧性を確保する保存・管理方法を導入し、会議の円滑な運営及び適切な情報の保存・管理に努めました。

・重要な会議の議事録及び取締役の職務執行に関する情報・記録は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、文書又は電磁的方法により保存・管理し、閲覧可能な状態を維持しております。

ⅲ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのあるリスクについて、その発生を未然防止するために取締役会及び経営会議に報告のうえ対応を協議するものとする。

②リスク管理規程を整備して、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

＜運用状況＞

当事業年度は、リスク管理・コンプライアンス規程に基づき定時のリスク管理・コンプライアンス委員会を定時・臨時を合わせ計6回開催し、インシデントに関する原因究明や再発防止策を検討するほか次のような施策を行いました。

・情報セキュリティリスクに関する部門別のリスクの洗い出しを実施し、認識されたリスクに対する対応及び発生防止策の検討を進めました。

・情報セキュリティ研修を実施し、その効果測定を全役職員に対し実施しました。

ⅳ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。

②取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役会に報告するものとする。

③業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。

④経営会議により予実管理を徹底するほか、役職員が経営情報を可能な限り共有することで、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。

＜運用状況＞

・当事業年度は、定時取締役会を 12 回、臨時取締役会を3回開催し、適時に重要な意思決定を行うとともに取締役会による業務執行の実効的な監督が可能となるよう、月次決算報告のほか重要な施策に関する定期的な報告及び協議を実施いたしました。

・取締役会又は役員等による経営会議等において、取締役会の運営や中長期的な事業戦略、議論すべき重要事項について役員間で意見交換をするなど、取締役会の実効性確保のための取り組みをしております。

ⅴ．監査役監査の実効性を確保するための体制

①取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査役の取締役会、経営会議及びその他の重要な会議への出席又はその議事録等の閲覧の機会を確保するものとする。
取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適切に行うものとし、また取締役及び使用人は、経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのある事項や重大な法令又は定款違反並びにその他不正行為に関する事項を予見し又は発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとする。
②取締役及び使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告したことを理由として報告を行った取締役及び使用人が不利な取り扱い及び報復行為等を受けることを禁止するものとする。
③監査役の職務遂行に必要な人員及び資金を確保するための体制
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。また、監査役がその職務執行を目的とした費用を当社に対して請求した場合は、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
④その他監査役監査の実効性を確保するための体制
監査役、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力しております。監査役は、監査役監査の実効性を確保するために、代表取締役社長に対して監査役監査の体制整備等を要請することができるものとする。
＜運用状況＞
当事業年度においては、各取締役との定期的な会合を持つほか、執行役員その他の従業員及との意見交換やヒアリング等の機会が設けられております。また、会計監査人及び内部監査担当者との情報交換の機会も適時に設け、相互理解と連携を図りました。

vi．反社会的勢力排除に向けた体制
①市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
②取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。
③取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。
④平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。
＜運用状況＞
当事業年度は、反社会的勢力対応マニュアルに従い、取引契約の締結又は購買時など取引実施前に反社会的勢力との取引排除を徹底するための調査を実施するほか、継続取引先に関する年次の調査も実施いたしました。また、取引契約においては、反社会的勢力排除に関する規定を盛り込むものとし、総務法務部により契約レビュー時に確認することとしております。

vii．財務報告の信頼性を確保するための体制
①経理業務に係る規程等を整備するとともに、金商法その他の関係法令等を遵守して、 財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。

②内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を把握並びに評価して、必要に応じて是正するものとする。

＜運用状況＞

当事業年度は、経理部門の内部体制の充実を行い、チェックリストの活用による財務内容の信頼性の確保を図りました。また、内部監査室により財務報告に係る内部統制の監査を実施し当該内部統制の評価・是正を行っております。

貸借対照表

（2023 年5月 31 日現在）

（単位:千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**1,344,877**	**流　動　負　債**	**547,601**
現金及び預金	1,247,670	買掛金	24,118
売掛金及び契約資産	54,887	未払金	76,047
貯蔵品	10	未払費用	56,940
前払費用	33,916	未払法人税等	530
その他	8,392	前受金	370,955
固　定　資　産	**106,819**	預り金	19,009
有 形 固 定 資 産	**9,518**		
工具、器具及び備品	9,518		
無 形 固 定 資 産	**43,825**	**負　債　合　計**	**547,601**
ソフトウエア	4,202	（純　資　産　の　部）	
コンテンツ	18,132	**株　主　資　本**	**903,775**
ソフトウエア仮勘定	17,622	**資本金**	**81,435**
コンテンツ仮勘定	3,869	**資本剰余金**	**721,386**
投資その他の資産	**53,475**	資本準備金	565,646
敷金及び保証金	2,520	その他資本剰余金	155,739
繰延税金資産	50,955		
		利益剰余金	**100,954**
		その他利益剰余金	100,954
		繰越利益剰余金	100,954
		新　株　予　約　権	**320**
		純　資　産　合　計	**904,095**
資　産　合　計	**1,451,696**	**負債・純資産合計**	**1,451,696**

損 益 計 算 書

（自 2022 年6月1日　至 2023 年5月 31 日）

（単位:千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,666,618
売上原価		426,786
売上総利益		1,239,832
販売費及び一般管理費		1,001,624
営業利益		238,207
営業外収益		
受取利息	11	
助成金収入	1,360	
その他	491	1,862
経常利益		240,070
特別損失		
固定資産売却損	231	231
税引前当期純利益		239,838
法人税、住民税及び事業税	531	
法人税等調整額	△ 50,955	△50,423
当期純利益		290,261

株主資本等変動計算書

（自 2022 年6月1日　至 2023 年5月 31 日）

（単位:千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	81,435	565,646	155,739	721,386	△189,307	△189,307	613,513	320	613,833
当期変動額									
当期純利益	－	－	－	－	290,261	290,261	290,261	－	290,261
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	290,261	290,261	290,261	－	290,261
当期末残高	81,435	565,646	155,739	721,386	100,954	100,954	903,775	320	904,095

個別注記表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016 年4月1日以降取得の建物附属設備につきましては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年～15 年

工具、器具及び備品 4年～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウエア 3年（社内における利用可能期間）

コンテンツ資産 3年（利用可能期間）

(3)繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4)引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

(5)収益及び費用の計上基準

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

①AI/DX プロダクト

主に、エンタープライズ企業（従業員 1,000 名以上の企業約 4,000 社、当社定義）のデジタル変革を行う土台づくりやデジタル技術内製化のために、デジタル人材の育成支援を行うオンライン DX ラーニング「Aidemy Business(アイデミービジネス)」及び講師を派遣し研修を実施する講師派遣型デジタル人材育成研修「Aidemy Practice(アイデミープラクティス) 」を提供しております。

「Aidemy Business」は、システム基本料金とライセンス数に応じた利用料金を支払う SaaS 形態のサービスとなっており、契約期間にわたって顧客へのサービス提供体制を維持する必要があること

から、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

「Aidemy Practice」は、デジタル時代に必要な AI/DX スキルを実戦形式の研修で、サービスの提供が完了した時点を履行義務が充足したものと判断し収益を認識しております。

②AI/DX ソリューション

主にエンタープライズ企業向けに様々な現場のデジタル変革に必要なテーマ選定、PoC 開発、システム開発、運用までの全ての領域を顧客企業に伴走しながら支援する「Modeloy（モデロイ）」のサービスを提供しております。

一定の期間にわたり履行義務の充足が認められるサービスについて、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、当事業年度末までに発生した原価が原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。

③AI/DX リスキリング

個人領域におけるデジタル人材育成支援プログラム「Aidemy Premium（アイデミープレミアム）」のサービスを提供し、個人のリスキリングを支援しております。

3～6ヶ月の期間ですぐに使える AI/DX スキルの習得を目指すオンラインの人材育成サービスで、履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

2.会計上の見積りに関する注記

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　50,955 千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング並びに将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づいて回収が見込まれる金額を計上しております。

当社における繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得は、当社の事業計画を基礎として見積もられます。当該見積りには、Modeloy 及び Aidemy Practice の売上高の成長予測を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の金額について見直しが必要になった場合、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3.貸借対照表に関する注記

(1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、当個別注記表の「収益認識に関する注記(3)①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(2) 前受金のうち、契約負債の金額は、当個別注記表の「収益認識に関する注記(3)①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　15,618 千円

4.株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　　3,917,600 株

(2) 当該事業年度の末日における新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式　　407,600 株

5.税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注2）	44,353 千円
ソフトウエア	30,700 千円
その他	3,694 千円
繰延税金資産小計	78,748 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△6,009 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,783 千円
評価性引当額小計（注1）	△27,792 千円
繰延税金資産合計	50,955 千円

（注）1．評価性引当額が前事業年度より 147,199 千円減少しております。この減少の主な理由は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによります。

2．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	－	－	－	－	－	44,353	44,353
評価性引当額	－	－	－	－	－	△6,009	△6,009
繰延税金資産	－	－	－	－	－	38,343	（※2）38,343

(※)1.税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2.税務上の繰越欠損金 44,353 千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産 38,343 千円を計上しております。当該繰延税金資産 38,343 千円は、将来の課税所得の見込により、回収可能と判断したことから評価性引当額を認識しておりません。

6.金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、事業計画に照らして、必要な資金は自己資金の充当及び第三者割当による株式の発行により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィス賃貸借契約に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、販売管理・債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理して回収遅延や貸倒れの未然防止を図っております。また、敷金及び保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理は、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	2,520	2,520	0
資産計	2,520	2,520	0

(※)「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらの

インプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	2,520	－	2,520
資産計	－	2,520	－	2,520

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期を合理的に見積って算定した将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7.収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、AI/DX に関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	売上区分			合計
	AI/DX プロダクト	AI/DX ソリューション	AI/DX リスキリング	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,069,760	224,220	281,610	1,575,591
一時点で移転される財又はサービス	91,027	-	-	91,027
顧客との契約から生じる収益	1,160,787	224,220	281,610	1,666,618
外部顧客への売上高	1,160,787	224,220	281,610	1,666,618

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

通常の支払期限は、履行義務の充足時点や契約締結日等の請求時点から、概ね1か月以内であります。履行義務を充足してから通常1年を超過して支払いを受けることはないため、重要な金融要素は含まれておりません。なお、顧客との契約に従い、全ての履行義務を充足する前に前受

金を受領する場合があります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上の「売掛金及び契約資産」になります。

契約資産は、顧客との AI/DX ソリューションに係る契約で期末時時点において完了しているが未請求の顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供する対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該 AI/DX ソリューションに関する対価は、顧客と合意した契約に基づき請求し受領しております。

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する AI/DX プロダクト、AI/DX ソリューション及び AI/DX リスキリングに係る契約について、契約締結日等における請求に基づき顧客から受領した対価のうち、既に収益として認識した額を上回る部分であります。サービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債（貸借対照表上の「前受金」）は収益へと振替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、332,667 千円であります。

	当事業年度	
	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	68,708	42,816
契約資産	—	12,071
契約負債	332,667	370,955

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

8.関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9.1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	230 円 69 銭
1株当たり当期純利益	74 円 9 銭

10.重要な後発事象に関する注記

（一般募集による新株式の発行）

当社は、2023 年6月 22 日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

この上場にあたり、2023 年5月 19 日及び 2023 年6月２日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023 年6月 21 日に払込が完了いたしました。

① 募集方法　　:一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び数　　:普通株式　　50,000 株

③ 発行価格　　:1株につき　　1,050 円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価額　　:1株につき　　966 円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額　　:1株につき　　688.5 円

この金額は会社法上の払込金額であり、2023 年6月２日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額　　:1株につき　　483 円

⑦ 発行価格の総額　　:　　52,500 千円

⑧ 払込金額の総額　　:　　48,300 千円

⑨ 資本組入額の総額　　:　　24,150 千円

⑩ 払込期日　　:　　2023 年6月 21 日

⑪ 資金の使途:事業拡大のための採用費及びその人件費、コンテンツへの投資及びマーケティングへの投資に充当する予定です。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023 年7月 24 日

株式会社アイデミー
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 上 倫 哉
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	伏 木 貞 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイデミーの 2022 年6月1日から 2023 年5月 31 日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022 年6月1日から 2023 年5月 31 日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年7月 25 日

株式会社アイデミー 監査役会
常勤監査役 若松典子 ㊞
監査役 清水政彦 ㊞
監査役 堂田丈明 ㊞

株主総会参考書類

【議案及び参考事項】

第1号議案　資本金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、1 株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

(1)減少する資本金の額

会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額 105,585,000 円を 5,585,000 円減少して 100,000,000 円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2)資本金の額の減少の効力発生日

2023 年 10 月4日を予定しております。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）でありますが、当該議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
候補者番号：1 石川 聡彦（※1） （1992 年 10 月 22 日生）	2014 年 06 月　当社設立　代表取締役社長就任（現任）	1,860,500 株 （※9）
候補者番号：2 馬場 博明（※2） （1962 年7月 10 日生）	1987 年 04 月　川崎重工業㈱入社 1990 年 07 月　リーマン・ブラザーズ証券㈱入社 1992 年 04 月　株式会社リージェント・ソフトウエア 管理部長就任 1996 年 03 月　シスコシステムズ㈱ （現シスコシステムズ合同会社） 財務部長就任 2000 年 06 月　株式会社ディールメーカーズ 代表取締役就任 2002 年 02 月　アカデミーキャピタルインベストメンツ㈱ 取締役就任 2007 年 02 月　IPLocks, Inc.　社外取締役就任	16,200 株

	2007 年 06 月　株式会社 DEP 社外取締役就任 2009 年 04 月　株式会社シャルレ執行役就任 2009 年 06 月　同社取締役就任 2014 年 02 月　日本住宅株式会社取締役副社長就任 2017 年 07 月　株式会社リンクバル入社 執行役員　経営管理本部　本部長就任 2017 年 12 月　同社常務取締役 経営管理本部　本部長就任 2018 年 12 月　同社専務取締役 経営管理本部　本部長就任 2020 年 12 月　当社　取締役 CSO＆CHRO 就任 2021 年 06 月　当社　取締役執行役員 コーポレート本部　本部長就任（現任）	
候補者番号：3 鈴木　智行（※3） （1954 年8月 19 日生）	1979 年 04 月　ソニー株式会社入社 2000 年 01 月　同社 CCD 事業部長就任 2004 年 06 月　同社業務執行役員就任 2012 年 04 月　同社執行役 EVP 就任 2015 年 04 月　同社執行役副社長就任 2018 年 06 月　同社退社 2018 年 07 月　日本アジアグループ株式会社専務就任 2019 年 06 月　同社退社 2020 年 09 月　当社社外取締役就任（現任） 2022 年 06 月　兼松エレクトロニクス株式会社 社外取締役就任	1,800 株
候補者番号：4 椎木　茂（※4） （1950 年2月 13 日生）	1974 年 04 月　ドッドウエル株式会社入社 1979 年 07 月　プライスウオーターハウス公認会計 事務所入所 1989 年 07 月　PWC コンサルタント株式会社 パートナー就任 1993 年 01 月　プライスウォーターハウスコンサルタント 株式会社　パートナー&常務取締役就任 2002 年 10 月　IBM ビジネスコンサルティング株式会社 常務取締役 2005 年 04 月　IBM ビジネスコンサルティング株式会社 専務取締役　兼任 日本アイ.ビー.エム株式会社　執行役員 2005 年 01 月　ココミコンサルティング株式会社 代表取締役社長（現任） 2006 年 07 月　IBM ビジネスコンサルティング株式会社	4,500 株

	代表取締役社長 兼日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員 2009 年 07 月 IBM ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役社長 兼日本アイ・ビー・エム株式会社 専務執行役員 2010 年 04 月 日本アイ.ビー.エム株式会社専務執行役員 （IBM ビジネスコンサルティング株式会社を 日本アイ・ビー・エム株式会社に統合） 2011 年 01 月 日本アイ・ビー・エム株式会社顧問就任 2013 年 04 月 日本オラクル株式会社副社長執行役員 アプリケーションビジネス統括 ・アライアンス事業統括就任 2016 年 06 月 同社相談役就任 2016 年 12 月 株式会社イルグルム取締役就任 （監査等委員） 2017 年 10 月 SAP ジャパン株式会社 デジタルビジネスサービス事業本部 シニアエグゼクティブアドバイザー就任 2017 年 12 月 株式会社イルグルム取締役就任(現任) 2021 年 09 月 当社社外取締役就任（現任） 2022 年 06 月 ボクブロック株式会社取締役就任（現任）	

※1：各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

※2：石川聡彦氏を取締役候補者とした理由は、2014 年6月に当社を創業して以来、当社の経営を指揮し、当社を飛躍的に成長させてまいりました。当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

※3：馬場博明氏は、2020 年 12 月に当社に入社し、過去に複数の会社経営に関与し、優れた経営手腕で業績を向上させた実績と経験を活かし、当社の業績向上に尽力してまいりました。当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

※4：鈴木智行氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要は、企業経営においての豊富な経験があり、また、 テクノロジー分野において高い見識・広い知見を有しているため、当社の取締役会に対して有益な助言を頂くとともに、客観的な立場から当社の経営を監督して頂けると判断したことから選任しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

※5：椎木茂氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要は、複数の企業においてプロフェッショナルサービ スやソフトウェアサービスの立ち上げからオペレーションで培った経験があり、IT 分野に関する広い知見を有しているため、当社の取締役会に対して有益な助言を頂くとともに、客観的な立場から当社の経営を監督して頂けると判断したことから

選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じる おそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

※6：鈴木智行氏及び椎木茂氏は、社外取締役候補者であります。

※7：鈴木智行氏及び椎木茂氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第 427 条第1項の規定に基づき、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第1項に定める額としております。

※8：当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第 430 条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各氏の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約を継続する予定です。

※9：当社は、2023 年6月 22 日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。これに伴い行った売出しによって、2023 年5月期末時点の株式数より 100,000 株減少しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役全員3名のうち、本総会終結の時をもって、若松典子及び堂田丈明の2名は任期満了となります。つきましては、若松典子、堂田丈明の2名の選任をお願いいたします。なお、現在の社外監査役は3名でありますが、当該議案が原案どおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はありません。また、監査役候補者の選任については、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
候補者番号：1 若松 典子（※1） （1970 年 12 月 13 日生）	1995 年 10 月 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所入所 国内監査部門所属 2000 年 10 月 新日本アーンストアンドヤング株式会社 （現 EY 税理士法人）入社 2005 年 09 月 株式会社バイオフロンティア ・パートナーズ入社 管理部所属 2008 年 06 月 有限責任監査法人トーマツ入所 金融グループ所属 2014 年 11 月 公認会計士若松弘之事務所入所（現任） 2020 年 03 月 当社常勤監査役就任（現任）	－株
候補者番号：2	2004 年 09 月 カロリンスカ研究所入所	－株

堂田 丈明（※2） （1976 年3月 24 日生）	2006 年 10 月 フレッドハッチンソンがん研究所入所 2007 年 12 月 小西中村特許事務所入所 2010 年 06 月 三枝国際特許事務所入所 2012 年 08 月 京都大学 iPS 細胞研究所入所 2013 年 09 月 株式会社メガカリオン入社 2016 年 05 月 株式会社 Preferred Networks 入社 2017 年 06 月 アマゾンウェブサービスジャパン 株式会社入社 2019 年 07 月 東京工業大学非常勤講師就任 2020 年 01 月 合同会社 INVENTIO PARTNERS 代表（現任） 2020 年 05 月 塩野義製薬株式会社 非常勤技術顧問就任（現任） 2020 年 05 月 当社社外監査役就任（現任） 2022 年 08 月 Google クラウドジャパン合同会社 ベンチャーキャピタル事業開発統括（現任）	

※1：若松典子氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての財務及び会計に関する幅広い知見・経験を有しているため、当社の取締役会に対して有益な助言を頂くとともに、客観的な立場から当社の経営を監督して頂けると 判断したことから選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じる おそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

※2：堂田丈明氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたって培われた知財業務の経験があり、知的財産に関する広い知見・ノウハウを有しているため、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っていただけることが期待できることから選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

※3：各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

※4：各候補者は、社外監査役候補者であります。

※5：若松典子氏及び堂田丈明氏との間で会社法第 427 条第1項の規定に基づき、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第1項に定める額としております。

※6：当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする会社法第 430 条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各氏の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約を継続する予定です。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

コーポレート・ガバナンスを強化するうえで、社外監査役の役割や責務が増大していることに鑑み、監査役の報酬額を現在の年額 1,500 万円から年額 2,500 万円以内に改定したい旨、上程するものです。

以上